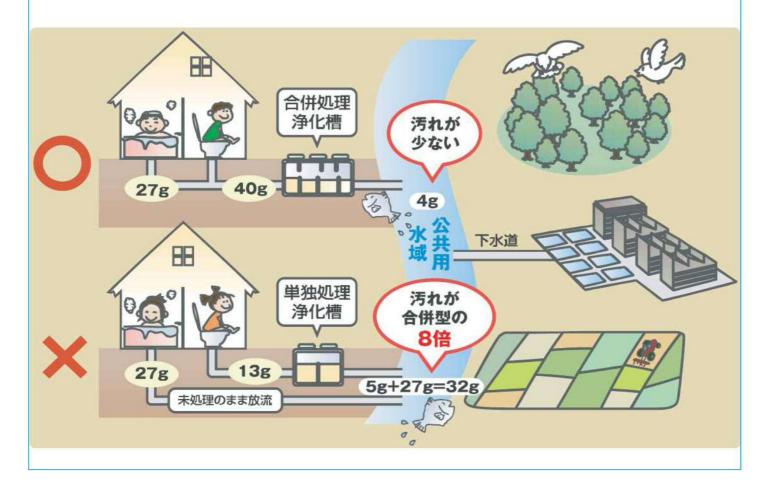


単独処理浄化槽を使用している皆様へ 合併処理浄化槽への転換のお願い

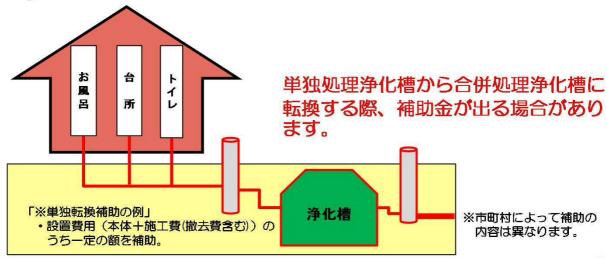
一人一日当たりの生活排水の汚濁物質量(BOD量)は40gと言われています。 合併処理浄化槽は、この汚れを90%以上取り除くことができ、単独処理浄化槽 と比べると、河川などに放流する汚れの量を8分の1まで少なくできます。 環境にやさしい合併処理浄化槽へ転換し、身近な水をきれいにしましょう!



「浄化槽法の一部を改正す る法律(令和2年4月施行)」 に規定が追加されました。



そのまま放置すれば生活環境や公衆衛生 上支障が生じるおそれのある緊急性の高 い既存単独処理浄化槽について、都道府 県知事が除却等の助言、指導、命令等を 行うことができる。(附則第11条関係)



※市町村によって補助の 内容は異なります。

私たちが暮らしで使った水をきれいにせずに流すと・・ 身近な小川、水路の水を汚してしまいます。







不快なにおい

白く濁る

洗剤で泡が立つ

単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に切り替え、 身近な水をきれいにしましょう!



対象者			個人
浄化槽の設置及び 取得費用限度額	処理対象人員	5人	332,000円
		6~7人	414,000円
		8~10人	548,000円

対象者	個人
単独処理浄化槽撤去費用限度額	90,000円
配管工事費限度額 (建物の建て替えを伴うものは除く)	60,000円
転換加算補助金限度額 (令和4年度~令和8年度に限る)	200,000円

- 新築の専用住宅、市街地区域内店舗への合併処理浄化槽設置についても補助制度があります。
- 合併処理浄化槽の老朽化や破損による更新は補助対象外です。
- ※ 合併処理浄化槽を設置しようとする方が伊賀市に住所を有する必要があります。

【お問い合わせ先】

伊賀市上下水道部 下水道課 伊賀市ゆめが丘7丁目4番地の4 巻0595-24-2137

https://www.city.iga.lg.jp/0000009833.html



-般社団法人浄化槽システム協会

〒105-0012 東京都港区芝大門1-1-32 芝大門ビル5階 Tel:03-5777-3611 Fax:03-5777-3613 http://www.jsa02.or.jp 【資料提供】環境省 環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課 浄化槽推進室

協力:エム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社